

ながぎん自動送金サービス規定

当行は、お客さまから、当行所定の申込書の提出による申込みにより、この規定を取引内容とする申込みを受け、これを承諾したときは、この規定の取引に係る契約が成立するものとします。

1（送金指定項目の届出）

自動送金サービスのお取扱いにあたっては、あらかじめ受取人、送金日、送金額等をご指定のうえ当行へ届出てください。当行は、指定された日に指定金額を口座振替の方法により申込人の預金口座から引落しのうえ受取人預金口座へ送金いたします。この場合、預金引落通知または送金領収書等の発行、送付は省略させていただきます。

2（手数料）

このお取扱いにあたっては、申込手数料のほか別にお知らせした当行所定の送金手数料をいただきます。なお、手数料の改定があった場合、改定実施日以降は新手数料を適用させていただきます。

3（送金日）

送金日はが銀行の休日の場合は、お届けの休日区分により、前営業日または翌営業日を送金日として処理いたします。

4（送金額）

送金額は、原則として毎月一定金額といたします。ただし、毎月の振込金額と振込金額が異なる月を指定することができます。また、振込をしない月があれば、金額を0とすることで指定できます。

5（指定預金口座からの引落し）

指定預金口座からの引落しについては、当座勘定規定または普通預金規定にかかわらず、当座小切手の振出しまたは普通預金通帳・払戻請求書の提出は必要とせず、当行所定の方法により処理いたします。

なお、送金手数料についても同様の方法により処理いたします。

6（指定預金口座の残高不足時の処理）

指定預金口座の残高が送金日の前日において送金額と送金手数料の合計金額に満たない場合は特に通知せずにその月の送金は取り止めいたします。

7（送金の取止め・変更など）

送金を取り止める場合、または送金内容を変更する場合は、登録番号をご指定のうえ当行所定の手続きをお取りください。

8（解約）

（1）この契約を解約する場合は、当行所定の解約手続きをお取りください。

なお、あらかじめ送金期間の届出がある場合は、その期間の満了をもって自動的に解約いたします。

（2）指定預金口座が解約された場合は、この契約は自動的に解約されたものとして処理いたします。

（3）この契約は、当行が必要と認めた場合はいつでも解約できるものとします。

なお、これらの場合、解約通知は省略させていただきます。

9（規定の変更）

（1）この規定の各条項は、金融情勢その他の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、民法第548条の4の規定に基づき変更するものとします。

（2）前項によるこの規定の変更は、変更を行う旨および変更後の規定の内容ならびにその効力発生時期を、店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法で公表することにより、周知します。

（3）前二項による変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用するものとします。

10（準拠法・専属的合意管轄）

本規定の契約準拠法は日本法とします。本サービスに関する訴訟については、当行本支店の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とします。

以 上

（機能1：2020年3月11日現在）